

(別紙)

諮問庁 世田谷区長 保坂 展人

諮問日 令和4年8月25日

諮問番号 諮問第133号

答 申 書

答申日 令和5年10月3日

審査庁

世田谷区長 保坂 展人 殿

世田谷区行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

処分庁(世田谷区長)(以下「処分庁」という。)の審査請求人(以下「請求人」という。)に対する換価代金等の配当処分(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、処分庁が請求人に対して令和3年5月31日付けで行った国税徴収法第129条第1項の規定による換価代金等の配当処分に対し、請求人が、違法又は不当である等と主張して、その取消しを求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め(本件処分に係る根拠法令等)

(1) 地方税法第331条第1項第1号は、「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。(略)」と規定している。また、同条第6項は、「前各項に定

めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と規定している。

(2) 国税徴収法(以下「法」という。)第48条第1項は、「国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。」と規定している。また、同条第2項は、「差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。」と規定している。

(3) 法第49条は、「徴収職員は、滞納者(略)の財産を差し押えるに当たっては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。」と規定している。

(4) 法第67条第1項は、「徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。」と規定している。また、同条第2項は、「徴収職員は、前項の規定により取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押えなければならない。」と規定している。さらに、同条第3項は、「徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。」と規定している。

(5) 法第79条第1項は、「徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない。

一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の金額が消滅したとき。

二 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。」と規定している。また、同条第2項は、「徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる。

一 差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。

二 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。

三 差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み(以下「入札等」という。)がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の

見込みがないと認められるとき。」と規定している。

- (3) 法第128条第1項は、「税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。(略)二 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭(略)」と規定している。
- (4) 法第129条第1項は、「前条第一項第一号又は第二号に掲げる金銭(以下「換価代金等」という。)は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。
- 一 差押えに係る国税(特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税)
 - 二~四 (略)」と規定している。
- (5) 法第131条は、「税務署長は、第二百二十九条(配当の原則)の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。
- 一 債権現在額申立書を提出した者
 - 二 前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者
 - 三 滞納者」と規定している。
- (6) 法第132条第1項は、「税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。」と規定している。また、同条第2項は、「前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。(略)」と規定している。

2 処分の内容及び理由

請求人が滞納していた住民税について、分割納付第2回目から第5回目の納付が不履行となったことから、差押財産である生命保険契約(以下「本件保険契約」という。)の解約を行い、請求人に対して換価代金の配当処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

日付	経過
令和3年6月4日	請求人は、本件処分に対し、行政不服審査法第2条に基づき審査請求を行った。
令和3年6月16日	審理員は、処分庁へ審査請求書の送付及び弁

	明書の提出について(令和3年6月16日付)を送付した。
令和3年7月12日	処分庁は、審理員へ弁明書(令和3年7月12日付)を提出し、審理員は、同日これを受理した。
令和3年7月13日	審理員は、請求人へ弁明書の送付及び反論書の提出等について(令和3年7月13日付)を送付した。
令和3年9月6日	審理員は、請求人へ物件の提出期限の再設定等について(令和3年9月6日付)を送付した。
令和3年9月30日	請求人は、審理員へ反論書及び口頭意見陳述申立書(令和3年9月30日付)を提出し、審理員は、同年10月5日これを受理した。
令和3年10月11日	審理員は、請求人へ口頭意見陳述の日程調整について(令和3年10月11日付)を送付した。
令和3年10月20日	請求人は、審理員へ口頭意見陳述日程調整回答書(令和3年10月20日付)を提出し、審理員は、同日これを受理した。
令和3年10月29日	審理員は、請求人へ口頭意見陳述の実施等について(令和3年10月29日付)を送付した。
令和3年11月25日	口頭意見陳述を実施した。
令和4年6月23日	審理員は、請求人及び処分庁へ審理手続の終結等について(通知)(令和4年6月23日付)を送付した。
令和4年7月4日	審理員は、審査庁へ審理員意見書を提出した。
令和4年8月25日	審査庁は、行政不服審査会へ諮問した。

第4 審理員意見書の要旨

請求人の請求は、棄却されるべきである。

1 審理段階における審理関係人の主張

(1) 請求人の主張

コロナの混乱の中、分納している法人住民税、固定資産税が住民税を含んでいると思っていた。

令和2年に処分庁と電話で話した際に、支払いが遅れる時は連絡をとだけ聞き、最終通告の事は話がなかったので安心していった。処分庁から納税の見落としがある場合は常に連絡を受けており、分割払いの合意以降、全く連絡がないまま、不意打ち的に本件処分がされた。

本件保険契約は、〇〇契約である。〇〇であった。本件保険契約の他にも差し押さえができる預貯金等があるにも関わらず、何の相談もなく処分庁が勝手に差し押さえの対象を決めたのは不当である。

(2) 処分庁の主張

本件処分は、法令に基づき適正に行われており、違法又は不当な点はない。

処分庁は、請求人に対し差押調書(謄本)(以下「差押調書」という。)を送達する際に、案内文に、納付、相談がない場合は差押財産である本件保険契約を強制的に解約し、解約返戻金を未納の住民税に充当する旨を知らせている。また、令和2年11月10日に請求人から電話連絡があり、分割払い合意をした際にも、分割納付を計画通りに履行中は本件保険契約の解約をしないが、不履行になった場合は、差押財産を換価するため、本件保険契約を解約することを申し伝えている。

2 審理段階における論点整理

- (1) 本件処分に先行する差押処分(以下「本件差押処分」という。)について、違法又は不当な点は認められるか。
- (2) 本件処分前に、事前通告がなされていないことは、違法又は不当か。
- (3) 本件処分に関して処分庁が行った手続き等について、違法又は不当な点は認められるか。

3 審理員意見の理由

- (1) 請求人の主張は、大要、本件差押処分における差押債権の選択及び本件処分について事前に通告がなされていないことに対する不服を述べるものである。
- (2) 本件処分により換価配当された差押債権の選択の不服は、本件差押処分に対する不服であり、本件差押処分がされた際に請求人は不服の申し立てができたがこれをしていない以上、原則として請求人は本件審査請求において、差押債権の選択に係る違法について主張することはできないという

べきである。また、請求人が、本件差押処分後に本件保険契約以外の債権を提供して、本件保険契約の差押えを解除するよう申し立てたような事実もないことからすれば、有効に差押がされた本件保険契約を本件処分により換価して配当したことが不当ということとはできない。なお、審理員において確認したところでは、法令上本件保険契約より優先して差押をすべきと考えられる債権が存在するなどの差押についての違法・不当も見られなかった。

- (3) 請求人は、本件処分を行う前に、処分庁から請求人に対して何ら連絡がされていないということについても不服を述べているが、法令上、処分庁が取立を行う前に債務者に対して連絡する義務は認められない。また、差押処分自体、その後も債務者が支払いをしない場合には、換価して取り立てることを前提とするものであり、差押を請求人に通知した文書にもその旨が記載されていることからすれば、換価処分を行う前に改めて債務者に連絡をして自主納税を促すことは、処分庁の事務としてより丁寧な対応であるとは言えるとしても、処分庁が換価前に連絡をしないことを不当と評価することはできない。
- (4) その他、本件処分に関して処分庁が行った手続き等について、法令に違反する点や不当な点は認められない。
- (5) なお、本件において、請求人の分割納付の約束は電話のみで行われており、書面は作成されていないようである。このこと自体が直ちに不当と評価されるものではないが、処分庁は、債務者の納付の意思や納付の予定等を明確にするために、分割納付の合意をした場合には債務者から支払いについての誓約書等を徴収し、その控えを債務者に交付すべきであるし、分割納付を怠った場合に生ずる不利益等の債務者が知っておくべきことを分かりやすく誓約書等に記載し、または同内容を記載した書面を誓約書等の控えとともに債務者に対して交付等することにより、処分庁と債務者との認識のずれを減らすことができると考えられることを念のため付言する。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人が、審査請求書等により主張している審査請求の主な理由は、次のとおり要約される。

- (1) コロナの混乱の中、分納している法人住民税、固定資産税が住民税を含んでいると思っていた。
- (2) 令和2年に処分庁と電話で話した際に、支払いが遅れる時は連絡をとだ

け聞き、最終通告の事は話がなかったので安心していった。また、この納付ができなければ本件保険契約を解約するという具体的な話はなかった。処分庁から納税の見落としがある場合は常に連絡を受けており、分割払いの合意以降、全く連絡がないまま、不意打ち的に本件処分がされた。

- (3) 本件保険契約は、〇〇契約である。〇〇であった。本件処分により配当された保険の他にも差し押さえができる預貯金等があるにも関わらず、何の相談もなく処分庁が勝手に差し押さえの対象を決めたのは不当である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、以下のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 差押財産について

地方税法第331条第1項第1号は、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならぬとし、同条第6項では、滞納処分については、法に規定する滞納処分の例によると規定している。また、法第67条第1項は、徴税職員は、差し押さえた債権の取立をすることができる」と規定している。

これを本件処分についてみると、処分庁が請求人を契約者とする本件保険契約の解約返戻金支払請求権等の差押処分により、徴収職員に取立権が付与されたものとして、差押財産である本件保険契約を解約し、解約返戻金の取立を行ったことは適法である。

また、請求人は、「最終通告」が無かったと主張し、本件処分の取り消しを求めている。何をもって「最終通告」とするかは個人の主観によるところだが、処分庁は、差押調書を請求人あて送達する際に同封した案内文によって、納付、相談が無い場合は差押財産である本件保険契約を強制的に解約し、解約返戻金を未納の住民税に充当する旨を知らせている。また、令和2年11月10日に請求人から電話連絡があった際に、分割納付計画が不履行の場合は、本件保険契約を解約する旨を請求人に申し伝えている。その後、請求人は、分割納付第1回を納付した後、第2回目から第5回目を納付せず、処分庁に連絡もなかったため、本件保険契約の解約に至った。

以上により、「最終通告」が無かったとする請求人の主張は認められない。

(2) 配当処分について

取り立てた金銭を法第129条の「配当の原則」の規定により配当をしようとするときは、法第131条の規定により、税務署長(区長)は、配

当を受ける債権その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、その謄本を換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に滞納者あてに発送しなければならないとしている。また、法第132条は、配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならないと規定している。これを本件についてみると、処分庁は第三債務者から取り立てした解約返戻金を三日以内に滞納住民税に配当し、配当を受ける債権その他必要な事項及び換価代金等の交付期日を記載した配当計算書（謄本）を請求人あて発送していることから、本件処分は適法である。

（3）分割納付について

分割納付は、法令に明記されているものではなく、処分庁が行政サービスとして行っているものである。支払期限までに納付がなかった場合は、本来一括納付又は差押えとなるが、滞納者から事前に納付相談があった場合に限り、新年度の普通徴収納税通知書発布前である5月末までの分割、又は最大12回での分割計画を組むこととしている。

処分庁が窓口や電話で滞納者とやり取りをする際、「計画どおり納付してください。納付期限を過ぎてしまうと、分納計画が取消になり、差押をする場合もあります。なお、督促状等が送付される場合もありますのでご了承ください。」と記載された分割納付計画書と納付書の両方を交付し、口頭でもその旨伝えている。本件においても、本件処分を行う前に、請求人に対し、分割納付計画の内容、分割納付を怠った場合に生じる不利益等について記載された分割納付計画書及び分割納付書を送付している。

また、分割納付計画作成時に処分庁と滞納者とで誓約書を交わさなければいけないといった規定はない。なお、運用においては、一般的には誓約書を取り交わすことはないが、滞納者とのやり取りの中で徴税吏員が必要と判断した場合においては、誓約書を取り交わすこともある。しかし、誓約書の取り交わしが無いからといって、本件処分に違法又は不当な点はない。

第6 論点整理

- 1 本件差押処分について、違法又は不当な点は認められるか。
- 2 本件処分前に、処分庁から請求人に対し、事前通告がなされていないことは、違法又は不当か。
- 3 本件処分に関して処分庁が行った手続き等について、違法又は不当な点は認められるか。

第7 答申の理由

1 認定した事実

- (1) 処分庁は、本件処分を行う前に、請求人に対し、分割納付計画の内容、分割納付を怠った場合に生じる不利益等について記載された分割納付計画書及び分割納付書を送付した。
- (2) 処分庁は、本件差押処分を行った際、請求人に対し、差押調書とともに、納付又は相談が無い場合は、本件保険契約を強制的に解約し、未納の税金に充当することになる旨を記載した書面を送付した。

2 論点に対する判断

(1) 本件差押処分の適法性及び妥当性等について

請求人が主張している本件処分により換価配当された差押財産の選択の不服は、本件差押処分に対する不服であり、本件差押処分がされた際に請求人は不服の申し立てができたものの、これをしていない以上、原則として請求人は本件審査請求において、差押財産の選択に係る違法又は不当について主張することはできないというべきである。また、請求人が、本件差押処分後に本件保険契約以外の債権を提供して、本件保険契約の差押えを解除するよう申し立てたような事実もないことからすれば、有効に差し押さえがされた本件保険契約を本件処分により換価して配当したことが不当ということとはできない。なお、差押財産の選択について、法第48条は、超過差押及び無益な差押を禁じており、また、法第49条は、差押財産の選択に当たっては、第三者の権利を尊重するよう努めなければならないと規定している。審査会で調査、見聞したところ、本件差押処分がこれらの規定に違反しているとは認められない。本件保険契約より優先して差し押さえをすべきと考えられる財産又は債権が存在するなどの法令等も見られない。

(2) 本件処分前の事前通告について

請求人は、本件処分を行う前に、処分庁から請求人に対して何ら連絡がされていないということについて不服を述べている。しかしながら、法令上、処分庁が取立を行う前に債務者に対して連絡する義務は認められない。

また、差押処分自体、その後も債務者が支払いをしない場合には、換価して取り立てることを前提とするものであり、差押調書にもその旨が記載されていることからすれば、本件処分を行う前に改めて債務者に連絡をして自主納税を促すことは、処分庁の事務としてより丁寧な対応であるとは言えるとしても、処分庁が本件処分を行う前に連絡をしなかったことを不当と評価することはできない。

さらに、分割納付は法律上の制度ではなく、処分庁が行政サービスとして行っているものである。請求人が分割納付計画の通りに納付を行わなかったことに関して、処分庁が本件処分を行う前に請求人に事前通告をしなかったことをもって、本件処分に違法又は不当な点が生じるとは認められない。

(3) 本件処分の適法性又は妥当性について

処分庁は、請求人が滞納している住民税について、分割納付計画のうち、第1回目の納付はあったものの、第2回目から第5回目までの納付がされなかったことから、本件保険契約を解約し、本件処分を行っている。これについて、処分庁は法令等の規定に従って本件処分を行っていることから、本件処分に違法又は不当な点はないものと考えられる。

第8 まとめ

以上の点から、「第1 結論」のように判断する。

第9 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和4年8月25日	(諮問第133号) ・審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
令和4年11月8日	(令和4年度第7回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和4年12月6日	(令和4年度第8回審査会) ・処分庁から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年2月14日	(令和4年度第9回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年4月25日	(令和5年度第1回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年10月3日	(答申第133号) ・審査庁(世田谷区長)に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁
副会長 大林 啓吾
委員 石田 若菜

委員 白石 裕美子
委員 松村 武志